

認知症高齢者グループホームグリーンハウス陣屋事業計画書

〔1〕目的

1. 認知症対応型共同生活介護（介護予防）

認知症高齢者を対象に、小規模な生活の場において食事の支度・清掃・洗濯等を含めた家庭的な生活を共同で行なうと共に、地域住民との交流をしつつ、各入所者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう支援する。また入所者の精神的な安定・行動・心理症状(BPSD)の現象及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、必要な援助を行うことを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……………社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……………平成29年4月1日

3. 介護保険指定年月日

①指定認知症対応型共同生活介護……………平成29年4月1日(介護保険事業者番号 0892700121)

②指定介護予防認知症対応型共同生活介護……………平成29年4月1日(介護保険事業者番号 0892700121)

4. 職員構成

施設長1名 管理者(生活相談員兼務)1名 計画作成担当者(副生活相談員兼務)1名 介護職員(うち計画作成担当者1名)12名 看護職員1名 環境美化1名

5. 営業日及び営業時間

計 17 名

営業日 年中無休(24時間)

6. 協力病院

医療法人 宮田医院(筑西市) 中山歯科診療所(筑西市)

[3]入所、利用対象者

原則として筑西市の住人に限定され、要介護認定を受けた65歳以上の要支援2以上の要介護者で医師より認知症と診断され、共同生活を営むことに支障がない方。
又は40歳以上65歳未満で要介護認定を受けた要支援2以上の要介護者で医師より若年性認知症と診断された方とする。
認知症対応型共同生活介護の利用定員は18名(2ユニット)とする。

[4]運営方針

1. 認知症の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう新進の状態を的確に把握し、さらに残された生活機能を見極め、入所者及び利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な日常生活が送れるようサービス提供に努める。
2. 地域及び家族との連携を大切にし、地域の行事や関わりを日常生活に取り入れるとともに、入所利用後も家族とのつながりが保たれるような行事や働きかけを積極的に行う。
3. サービス提供時に生命又は身体を保護するうえで、緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束及び入所者、利用者の行動を制限する行為を行わない。
4. 身体面や認知症症状の重度化に伴い、一人での動作(排泄、入浴、食事等)が困難な場合においても、事業所の協力病院をかかりつけ医とすることで支援の継続を行う。
5. 定期的に感染症対策についての会議を開催し、感染症マニュアルに基づいて、利用者及び職員の感染予防・蔓延防止に努める。特に、インフルエンザ・ノロウイルスの感染症が流行する11月から3月にかけて、次亜塩素酸による消毒清掃や面会者のマスク着用の協力依頼により、感染症予防に努める。
6. 事故報告書やヒアリハット報告書のデータをもとに、職員会議の中で対策を検討し介護事故・車輛事故防止に努める。
7. 共同生活の中で落ち着いた生活が送れるよう、少人数対応サービスの特性を活かし、利用者一人ひとりの心身の状況を的確に把握し、生活相談等への援助、その他サービス提供に努める。
8. 契約の際に入所申込者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルを基に懇切丁寧に説明を行い、施設サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については原本を施設側で保管し、コピーを身元引受人(家族等)へお渡しする。

[5]今年度運営目標(認知症対応型共同生活介護事業)

① 認知症高齢者グループホーム

・平成29年度見込数	入所者延べ人員 6,529名(99%)
報酬金額	86,780,000円(食事・居住費込み)
・平成30年度目標数	入所者延べ人員 6,439名(98%)
報酬金額	85,044,000円(食事・居住費込み)

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

<認知症高齢者グループホーム今年度目標>

1. リスクマネジメントを常に認識し、利用者の健康管理・安全管理を常に心がけながら事故防止に取り組む。
2. 利用者の残された機能を活かし、それぞれが役割を持ちながら家庭的な日常生活が送れるよう支援する。
3. 利用者・家族の意志を尊重し、最期まで自宅生活と同じ環境作りを心がけながら、支援をする。

家族・医師・看護師・職員等連携を図り、安心・責任の持てる看取り介護を目指します。

[6]事業内容

1. 生活相談

人権・プライバシーについては、個人情報保護法に基づき保護し、随時相談に応じる。また、自立した生活が営めるように個人援助に努め、生活環境の整備にも配慮する。

2. 食事

日常生活を通じた支援を行うという観点から、入所者と職員が食材の買い出し・調理・食事の片づけ等を共に行う。

3. 介護サービス(入浴、排泄など)

入所者・利用者の心身の状態に応じて、見守り・声掛け誘導等、事故の無い適切な介助を行う。

4. 機能訓練

日常生活に必要な運動(歩行、手足の運動、体操等)を行うことで筋力低下の防止に努め、体力の維持向上を目的とした訓練を行う。

5. 健康管理

一日を通して常に健康状態に気を配り、心身の変化に応じて家族や医師と連携をとり健康管理を行う。

6. 認知症ケア

- ① 入所者・利用者の認知症状を把握し、個々にあった対応に努め、認知症の専門事業所として質の高いサービスを提供する。
- ② 協力医・訪問看護との連携による、事故防止・疾病の早期発見に努める。
- ③ リハビリ体操を毎日実施することで筋力低下の予防に努め、また回想法や園芸療法等を行うことで、認知症状を緩和し、穏やかな生活の確保に努める。

7. 地域交流

商店街への外出・地域の催し物(季節ごとの行事等)への参加やホーム内での交流(同年代の方とのお茶会等)を積極的に行い、地域の方々と触れ合うことで日常生活の活性化を図る。

8. 看取りケア

法人の看取り委員会を中心に、多職種によるカンファレンスを開催し、ケアの内容や留意点・各職種の役割を明確にした上で、入所者・家族の意志に沿ったケアを行う。また、家族がグリーフケアに至るまで関わるができるよう支援する。

看護職員業務日課表

時間	業務内容
10:00	申し送り ラウンド バイタルチェック
11:00	配置薬 記録
12:00	昼食時の巡回 処方薬の準備 服薬介助
12:30	昼休み
13:30	入浴者のバイタルチェック
14:00	往診時の対応(月2回、第2・4火曜日)
14:30	入浴者の対応・処置
15:30	記録
16:00	退勤

介護職員業務日課表

早 番	日 勤	遅 番	夜 勤
7:00 出勤 申し送り 7:10 整容・排泄介助 朝食準備 8:00 朝食提供・食事介助 服薬介助・朝食後の片づけ・口腔ケア 9:00 申し送り・リネン交換・排泄介助 10:00 水分補給・介助 10:30 レクリエーション・リハビリ体操 11:30 排泄介助・昼食準備	8:30 清掃 9:00 申し送り 清掃 洗濯・水分補給準備 10:30 レクリエーション・リハビリ体操 11:30 昼食準備 12:00 昼食提供・食事介助		6:00 記録業務・更衣・起床介助 排泄介助 7:00 申し送り・退勤
12:00～13:00 職員休憩	12:30～13:30 職員休憩	12:00 出勤 昼食提供・食事介助 服薬介助・ 昼食後の片づけ・口腔ケア 13:00 申し送り・入浴者のバイタルチェック 13:30 余暇活動・洗濯物片づけ	
13:00 申し送り・入浴準備・記録 14:30 入浴介助 入浴介助補佐 16:00 退勤	13:30 余暇活動・洗濯物片づけ 14:30 おやつ準備 15:00 おやつ・水分補給介助 15:30 退勤 16:00 退勤	14:30 排泄介助 15:00 おやつ・水分補給介助 15:30～16:30 職員休憩 16:30 夕食作り・準備・排泄介助 17:30 夕食提供・食事介助 服薬介助・夕食後の片づけ・口腔ケア 19:00 入床準備・排泄介助・入床介助 20:00 記録・洗濯等残務 21:00 申し送り・ 退勤	21:00 出勤・申し送り・巡視・排泄介助・記録 23:00 巡視・排泄介助・記録 1:00 巡視・排泄介助・記録 3:00 巡視・排泄介助・記録 5:00 巡視 排泄介助・トイレ清掃
○囁託医師回診日 隔週火曜日(午後) ○歯科診療日 月ごとの歯科診療予定による ○入浴(週 2 回) ○リネン交換(週 1 回) ○理髪日 毎月 1 回 ○申し送り参加者 (早番、施設長、看護職員、環境美化員、その他の日勤者、遅番者、夜勤者)			

事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4月	緊急時対応(模擬訓練)	10月	看取り期のケアについて
5月	高齢者のフィジカルアセスメントについて	11月	感染症予防について
6月	食中毒予防について	12月	権利擁護について
7月	熱中症対策について	1月	リスクマネジメントについて
8月	高齢者の栄養・摂食・嚥下について	2月	身体拘束について
9月	認知症ケアについて	3月	新年度事業計画について

[10]年間行事予定

月	施設内外の行事	その他
4月	桜花見外出 外出昼食会	
5月	バラ花見外出 お誕生会 鯉のぼり見学外出	尚生会ボランティアの日
6月	アジサイ花見外出 お誕生会 カラオケBOX 外出	消防・防災訓練
7月	買い物外出 ミニ縁日	尚生会ボランティアの日
8月	ひまわり花見外出 お誕生会 花火会	
9月	敬老会 お誕生会 コスモス花見見学	尚生会ボランティアの日
10月	地域ふれあい祭り お誕生会 外出昼食会	介護支援専門員試験
11月	菊祭り見学外出 お誕生会 冬桜花見外出 買い物外出	消防・防災訓練 尚生会ボランティアの日
12月	みかん狩り外出 お誕生会 クリスマス会 餅つき大会	大掃除
1月	初詣外出 お誕生会	介護福祉士試験 尚生会ボランティアの日
2月	節分豆まき会 お誕生会 ひな祭り見学外出	
3月	ひな祭りお茶会 お誕生会	尚生会ボランティアの日

*毎月2回(日)お楽しみ昼食会

〔11〕入所者日課表

時間	月	火	水	木	金	土	日
6:00	起床・更衣・洗面・整容						
8:00	朝食・口腔ケア						
9:00	○バイタルチェック ○病院受診等 ○入浴(毎週水曜日一般浴) ○理髪実施(毎月1回 火曜日) ○レクリエーション・リハビリ体操						
12:00	昼食・口腔ケア						
13:30	○余暇活動等 ○入浴 ○個別機能訓練 ※毎月1日に体重測定						
17:30	夕食・口腔ケア・更衣等就寝準備						
21:00	消灯						

〔12〕ボランティア活動

内容	実施回数	内容	実施回数
演奏会	年3回	演芸会	年3回
清掃・環境美化	年1回	ふれあい祭り	年1回

〔13〕クラブ活動等

内容	担当	実施回数
○フラワーアレンジ	外部講師	毎月1回

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 グリーンハウス陣屋 事業計画書

〔1〕目的

1. 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能居宅介護

要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、またその生活圏域における孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……………社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……………平成29年 4月 1日

3. 指定年月日

①小規模多機能型居宅介護……………平成29年 4月 1日(介護保険事業者番号 0892700139)

②介護予防短期入所生活介護……………平成29年 4月 1日(介護保険事業者番号 0892700139)

4. 職員構成

施設長(兼務)1名 管理者(兼務)1名 計画作成担当者(副生活相談員兼務)1名 主任介護職員1名 介護職員8名 看護職員1名 計 11名

5. 協力病院

医療法人宮田医院 (筑西市)

中山歯科診療所 (筑西市)

[3]利用対象者

1. 要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者、または要介護認定及び要支援認定の申請を希望される被保険者の方。

利用登録定員は、23名とし、通いは13名、宿泊は、6名の定員とする。

[4]運営方針

1. 利用者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動の参加を図り、利用者の心身の状況や環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供する。
2. 利用者一人ひとりの人格を尊重し役割を持って家庭的な環境で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
3. サービスの提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、機能訓練及び日常生活に必要なサービスを提供する。また、要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう、目標を設定し、これを計画的に行う。
4. サービスの提供にあたっては、利用者または家族に対し、サービスの提供等について理解しやすいよう説明を行う。
5. 利用者が通いサービスを利用していない日には、可能な限り訪問サービスや電話連絡による安否確認を行い、居宅における生活を支えるためのサービスを提供する。
6. 提供するサービスの質の維持向上のため評価を行い、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し改善を図る。
7. 地域の福祉活動が継続的に発展していくために、地域住民の方と情報交換等が出来る活動の一つとして交流会を実施する。
8. 感染症対策として洗面所等の清掃清潔(床・ベット・手すり)、居室の換気、各設備等の維持、管理の徹底、流水と石鹸による手指消毒(手洗い・うがいの励行)等をおこない職員が感染源、媒介者にならないように努め、清潔な環境作りにより、利用者の健康管理を行う。
9. 介護事故報防止の意識を日頃から高め充分に目配り気配りし危険予測しながら業務に努める。
10. 管理者は、契約の際に利用者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルを基に懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。

[5]今年度運営目標

・平成29年度見込数	197名
報酬金額	48,249,000円
・平成30年度目標数	230名
報酬金額	55,486,350円

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

2.

- (1) 利用者の生活環境を重視し、社会との関わりを保つことが出来るために支援する。
- (2) 利用者の尊厳を保持し、その人らしさの生活の実現に取り組む。

[6]事業内容

1. 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

- ① 日常生活支援：有する能力に応じ、移動、休養、通院介助など必要な介護を行う。
- ② 健康管理：血圧測定、利用者の全身状態の把握を行う。必要時には主治医に連絡を行う。
- ③ 機能訓練：利用者の状況に応じて適した機能の維持向上や残存能力の活用を目的として訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう務める。

- ④ 食事支援：利用者の身体状況に応じた食事形態（粥食・刻み食・ペースト食）での食事を提供するとともに、食事の介助など食事に必要な介護を行う。また、毎食後の口腔ケアの励行と昼食時の前に嚥下体操を実施し口腔内の清潔保持や義歯点検を行い、嚥下機能の向上に務める。
- ⑤ 入浴支援：心身の状況に応じた浴槽で自立支援を目的とした入浴介助や清拭、衣類の着脱など必要な介護を行う。
- ⑥ 排泄支援：利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行う。
- ⑦ 送迎支援：希望により、通院送迎及び通院介助、利用者の自宅と事業所間の送迎を行う。

2. 訪問サービス

利用者の自宅にて、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護及び機能訓練を行う。また、電話連絡による安否確認を行う。

3. 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介護及び機能訓練を行う。

4. 生活相談

利用者及び家族の介護等に関する相談や助言、申請代行等を行う。

5. 介護計画

利用者の心身の状況や環境を踏まえて、具体的サービスを記載した、介護計画を作成する。

6. 地域交流

季節に合わせた行事や総合避難訓練、地域交流会に参加し地域のふれあいを大切にすることで生活にメリハリをつける。

7. リスクマネジメント管理

サービスの提供中の事故を未然に防ぐため、安全対策会議を行う。また緊急時には緊急対応マニュアルを活用し、対応することを職員に周知徹底する。

介護職員業務日課表

早番 2	早番 4	日勤 2	遅番 2	遅番 3	夜勤 1
6:45 出勤 起床介助 7:00 申し送り 7:45 朝食介助 口腔ケア 排泄介助 8:30 清掃 排泄介助 リネン交換 10:00 水分補給 10:30 入浴介助	7:30 出勤 7:45 朝食準備 服薬介助 朝食片付け 8:30 申し送り 送迎介助 10:00 水分補給 10:30 入浴補助、 訪問	8:30 申し送り 送迎介助 10:00 バイタル測定 10:30 入浴介助 11:30 口腔体操 12:00 昼食介助・服薬介助 12:30 余暇活動	10:00 出勤 10:10 ラジオ体操・入浴誘導 11:30 昼食介助 口腔ケア 12:00 昼食介助 口腔ケア 12:30 排泄介助	12:15 出勤 昼食介助 12:30 口腔ケア 排泄介助 13:30 余暇活動	6:00 起床介助・バイタル測定 6:45 記録業務 7:00 申し送り、退勤
12:00~13:00 職員休憩	12:00~13:00 職員休憩	13:00~14:00 職員休憩	13:00~14:00 職員休憩	15:00~16:00 職員休憩	
13:00 記録業務 余暇活動 14:45 おやつ準備 15:45 退勤	13:30 余暇活動 15:00 訪問 16:30 退勤	14:00 余暇活動 15:00 おやつ 16:00 送迎介助 17:00 清掃 17:30 退勤	14:00 余暇活動 15:45 送迎準備 16:00 夕食作り 17:30 夕食介助 口腔ケア 18:00 片付け 18:30 延長送迎 19:00 退勤	16:00 ショートフロア見守り 17:30 夕食介助 口腔ケア 18:00 服薬介助 排泄介助 19:00 就寝介助・ 20:00 記録業務 21:00 申し送り 21:15 退勤	21:00 出勤、申し送り 22:00 巡回、排泄介助 0:00 巡回、排泄介助 3:00 巡回、排泄介助 5:00 巡回 排泄介助

事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4月	緊急時対応・介護保険制度について	10月	感染症・口腔ケアについて
5月	高齢者の身体の見方、情報の整理について	11月	認知症ケアについて
6月	接遇について	12月	看取りケアについて
7月	身体拘束・権利擁護・虐待について	1月	介護技術・リスクマネジメントについて
8月	栄養・摂食嚥下・脱水について	2月	外部評価・コンプライアンスについて
9月	高齢者緊急時の対応について	3月	振り返り・事故発生について

[10]年間行事予定

月	施設内外の行事	その他
4月	桃見学 桜花見ドライブ 遠藤様誕生会	・ 新年度事業計画説明
5月	道の駅買い物 ばら見学 稲田様誕生会	・ 運営推進会議
6月	おやつバイキング 雨引観音あじさい見学 館野様誕生会	・ 避難訓練
7月	七夕 ミニ縁日 海老澤様誕生会	・ 運営推進会議
8月	古里小学校盆踊り 夏祭り 上野様誕生会	・ 全体研修
9月	ひまわり見学 敬老祝賀祭 村松敏郎様・塚田様誕生会	・ 運営推進会議

10月	地域ふれあい祭り コスモス見学		・ 介護支援専門員試験
11月	みかん刈り 大宝神社菊祭		・ 自衛消防訓練 ・ 運営推進会議
12月	クリスマス会 餅つき	金丸様誕生日会	・ 大掃除
1月	新年会 初詣	関口様・村松テル様・下条様・小古瀬様誕生日	・ 介護福祉士試験 ・ 運営推進会議
2月	節分豆まき お誕生会	根本様誕生日会	・
3月	観梅 ひな祭り・外食会	中野様、関様誕生日会	・ 運営推進会議 ・ 全体研修

〔11〕入所者日課表

時間	月	火	水	木	金	土	日	
6:00	起床・洗面・着替え							
7:30	朝食・歯磨き・服薬							
9:00	○バイタルチェック ○個別機能訓練	○お茶 ○訪問(希望者)	※毎月上旬に体重測定				昼食準備	
12:00	昼 食							
13:30	○余暇活動等 ○個別機能訓練	○お茶	○クラブ活動(毎月2回)		※毎月上旬に体重測定			
17:30	夕食・歯磨き・着替え							

[12] ボランティア活動

内 容	実施回数	内 容	実施回数
リハビリ体操	月1回	演奏会	年4回
フラワーアレンジメント	月2回		

[13] クラブ活動等

内 容	担 当	実施回数
○「カラオケ」 ○「フラワーアレンジ」 ○「リハビリレクリエーション」	介護職員	各月2回

認知症対応型通所介護センターグリーンハウス陣屋事業計画書

〔1〕目的

1. 認知症対応型通所介護

認知症である利用者が(認知症の原因疾患が急性の状態にある者を除く)可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消並びに心身機能の維持向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることとする。

2. 介護予防認知症対応型通所介護

運動機能や栄養改善といった特定の機能改善を目指すものだけでなく、心身機能の改善や環境整備等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……社会福祉法人 尚生会

2. 開設年月日……平成29年 4月 1日

3. 介護保険指定年月日

①認知症対応型通所介護

平成29年 4月 1日(介護保険事業所番号 0892700147)

②介護予防認知症対応型通所介護

平成29年 4月 1日(介護保険事業所番号 0892700147)

4. 職員構成

施設長(兼務)1名 管理者(兼務)1名 生活相談員1名 介護職員1名 看護職員1名 機能訓練指導員1名(看護職員兼務) 運転手1名 調理員2名 計7名

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日、ただし12月31日から1月3日を除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30まで分とする。送迎を除くサービス提供時間は午前9時30分から午後4時30分

ただし、家族送迎の場合は、通常の営業時間の限りではない。

〔3〕利用対象者

1. 要支援、要介護認定を受けた65歳以上の方で、医師から意見書に認知症(認知症の原因疾患が急性の状態にある方を除く)と診断された方。または主治医意見書に記された方及び意見書を基に居宅介護計画書に認知症状軽減の課題が記されている方。

2. 40歳以上65歳未満の方で要支援、要介護認定を受け、医師から若年性認知症と診断された方。

[4]運営方針

1. 認知症ケアの理解を深め、人権擁護や尊厳を支えるケアの理念に基づいたサービスを提供するとともに、常に利用者の心身の状況を的確に把握し必要なサービスを提供する。
2. 利用者の要介護状態の軽減、認知症進行の予防等について、利用者や家族の希望を考慮した認知症通所介護計画の作成を行う。
3. 安全対策会議及びスタッフ会議を通じてリスクマネジメントの強化や提供するサービスの質の評価を検討するとともに、関係事業所との連携を重点的に行ない、安全で質の高いサービスを提供する。
4. 日常生活に必要な機能回復のサポートから、趣味・遊びなど生きがい作りを支援し、心が満たされた日常生活を送っていただくためのリハビリを行う。また、常に在宅生活を念頭に置き、利用者の生活意欲を維持・向上するよう援助する。
5. 利用者を確保するために、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等と連携を密に図る。また中・長期的利用中止者があった場合には、他の利用者に期間限定で利用促進に努める。
6. 感染症マニュアルに基づいて、利用者及び職員の感染予防、蔓延防止に努める。また、高齢者特有の疾患・療養に関して知識向上に努めると共に掛り付け医との連携を図る。
7. 契約の際に利用申込者又は身元引受人(家族等)に対し、重要事項説明書(事業所の概要、職員の配置状況、サービスの種類と利用料金、苦情の受付等)や事故発生時の対応についてマニュアルを基に懇切丁寧に説明を行い、サービスの開始について同意を得るものとする。また、双方で確認した同意書類については、原本を事業所側で保管し、コピーを身元引受人(家族等)へ渡す。

[5]今年度運営目標

29年度実績数見込 利用者延べ人員 1,237名 (1日平均5人 平均介護度2.1)
・報酬金額 16,360,000円(食費、その他の料金込み)

30年度運営目標数

・30年度目標数 利用者延べ人員 1,914名 (1日平均7.5人 平均介護度2.2)
・報酬金額 24,882,000円(食費、その他の料金込み)

<30年度重点目標>

1. 権利擁護
～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

[6]事業内容

上記の、「[4]運営方針」に基づくとともに、関係法令等をふまえて介護サービスの提供を行うものとする。また、介護サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して介護サービスを提供する。

- (1) リスクマネジメントに取り組み、利用者の「安心・安全」を重点に置くことで、想定されるリスクを最小限に抑えたサービスを提供する。
- (2) 認知症等の疾患により判断能力が低下した場合においても、権利擁護の認識を深めることで、尊厳ある人生と生活の継続を支援する。
- (3) 利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合においては廃止に向けた取組みとして状態観察及び必要性を随時検討する。
- (4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助などの生活助言、機能訓練その他必要なサービスを利用者及び家族の希望に添って適切に提供する。
- (5) 認知症である利用者に対して、その中核症状や行動心理症状を把握し、症状の緩和や悪化の防止を図る。また、一人ひとりが目標を作り、達成に向けた活動のできる環境を整え、積極的に生き甲斐作りや社会的活動の参加ができるよう努め、家族の立場にも寄り添った介護負担軽減も心掛ける。
- (6) 掛り付け医及びその他関係機関との連携に努め、利用者一人一人に最善の健康管理を行う。また、食事摂取や嚥下機能を支える為、協力歯科医との連携を図り専門的な治療や適切な口腔ケアを行なう。
- (7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (8) 感染症対策における会議を毎月開催し、感染症マニュアルに基づいた計画的感染予防、蔓延防止と発生時の迅速な対策に努める。
- (9) 利用者の心身の状況に応じた自立支援を目的とした介護サービス(食事、入浴、排泄)を行う。また、プライバシーを確保し残存能力の活用に留意する。
- (10) 利用者の身体状況や要望に応じた食事形態(常食、粥、きざみ食、ミキサー食等)での昼食を提供するとともに、利用者の嗜好にも考慮した食事の提供に努める。
- (11) 利用待機者、在宅生活をしている高齢者及びその家族の介護相談の窓口となり、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、または他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

事業別勉強会内容予定表

月	内容	月	内容
4月	平成30年度事業計画について	10月	認知症ケアについて
5月	権利擁護について	11月	感染症予防について
6月	食中毒・熱中症予防と対策について	12月	リスクマネジメントについて
7月	非常時・緊急時の対応について(地震・火災・避難時等)	1月	介護記録について

8月	個別ケアの対応について	2月	接遇とコミュニケーション技術について
9月	チームケアについて	3月	新年度に向けての取り組みについて

[10]年間行事予定

月	施設内外の行事	月	施設内外の行事
4月	桜の花見ドライブ	10月	地域ふれあい祭り・青空昼食会(出前食) コスモス・寒桜見学
5月	青空昼食会・端午の節句(菖蒲湯) バラ・鯉のぼり見学&外食	11月	干し柿作り 紅葉・菊祭り見学
6月	紫陽花見学	12月	冬至(柚子湯)・忘年会・クリスマス会 餅つき
7月	夏野菜作り 七夕祭り	1月	新年会・繭玉作り 初詣
8月	夏祭り(ミニ縁日)	2月	節分豆まき
9月	敬老祝賀会・ ひまわり見学&お茶会	3月	ひな祭り 観梅

[11]利用者日課表

時間	項目	内容
8:30	・ご自宅にお迎え	日勤職員出勤・利用者出欠確認 受入れ準備・送迎車両点検
9:30	・来所・朝礼・茶話会 ・バイタル測定・個別活動	配茶 体温・血圧・脈拍測定 連絡帳・服薬回収 料金徴収 排泄介助(随時) 個別プログラム実施

10:00	・入浴	入浴介助
11:00	・個別機能訓練 ・口腔体操	個別プログラム実施
12:00	・昼食(利用者)	食事 排泄介助(随時) 口腔ケア 食休み (職員昼休み、交代制1時間ずつ)
14:00	・リハビリ体操 ・余暇活動(レクリエーション)	各種活動 個別プログラム実施 連絡帳・個別ケア記録記入
15:00	・茶話会(おやつ)	配茶 排泄介助(随時)
15:30	・帰宅① ご自宅にお送り(早帰り)	第2部余暇活動
16:30	・帰宅② ご自宅にお送り	清掃 日誌等整理
17:30		日勤職員退勤

[12]ボランティア活動

内 容	実施回数
スクエア体操	月1回

[13]クラブ活動等

アクティビティ	内容
音楽活動	音楽で心身をリラックスさせ、不安やストレスの軽減を図る活動。 (懐かしい歌等を日常の介護場面で聴いたり、童謡・民謡・歌謡曲等の合唱・楽器の演奏やリズム体操)
園芸療法	四季を肌で感じ、太陽と土に触れ体力の維持と心身の安定を図る活動。 (プランターで花、野菜の栽培、干し柿作り等)
外出行事	施設だけでの生活ではなく、地域の方々と交流することで日常生活の活性化を図る活動。 (地域へ散策ドライブ・町の各催し物への参加・買い物・外食)
回想法	高齢者の記憶を引き出し、共感しながら心の安定を図る活動。 (リアリティオリエンテーション)
レクリエーション 創作活動	高齢者が暮らしの中で積み重ねた経験や知恵・技を発揮して、身体・精神のリフレッシュを目的とした活動。 (折り紙・お花紙等による展示物の制作・連想ゲーム・風船バレー・ボール運動・ゴム体操等)
脳トレーニング	様々な内容の巧緻訓練等を毎回少しずつ行うことで、認識力・想像力・観察力・判断力・思考力を鍛えて、 脳の活性化を促す活動。 (計算・ことわざ連想・数字合わせパズル・紐通しイラスト・指先ピンチ訓練・地図パズル・カラーパズル・ねじ回し・)

居宅介護支援センターグリーンハウス陣屋 事業計画書

〔1〕目的

要介護者、要支援者及び事業対象者が居宅において日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用できるよう「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス・支援計画」を作成すると共に、その計画に基づいて居宅サービス及び介護予防サービスの提供が確保されるよう事業者等と連絡調整を行なう。また、介護保険施設への紹介やその他福祉サービスについて便宜の提供を行い、要介護者及び要支援者やその家族を支援することを目的とする。

〔2〕運営内容

1. 運営主体……社会福祉法人 尚生会
2. 開設年月日……平成30年 4月 1日
3. 指定年月日
平成30年 月 日(介護保険事業者番号 08)
4. 職員構成
管理者 1名(兼務) 介護支援専門員 1名
5. 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から金曜日(土日曜日、12/31～1/3休日)
ただし、必要に応じて休日の変更ができることとし、また休日中の相談業務は、介護支援専門員の携帯電話にて対応する。
営業時間 午前8:30から午後5:30まで
ただし、時間外の相談業務については介護支援専門員の携帯電話にて対応する。

〔3〕利用対象者

要介護認定及び要支援認定を受けた被保険者の方、要介護認定及び要支援認定の申請を希望される被保険者の方、または事業対象者。

[4]運営方針

1. 被保険者が要介護及び要支援状態、または事業対象者となった場合において、可能な限り居宅にて、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
2. 利用者の心身状態やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉のサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービス及び介護予防サービスが、特定の種類または特定の居宅サービス事業所及び介護予防サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、各サービス事業所、地域包括支援センター、介護保険施設、医療機関との連携に努める。
5. 各サービス事業者が要介護者、要支援者及び事業対象者の支援について共通の目標を持ち、個々の役割分担を認識しながら、役割を果たせるよう「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」を作成、実施する。
6. 全職員の事故防止意識の高揚を図り、制限内速度であっても、更に周囲環境に応じた安全運転を心掛ける。車両点検及び整備については、毎月実施し事故が生じた際には、その原因を解明し再発防止に努める。
7. 契約に基づくサービス提供にあたり、利用者や家族に契約内容を理解してもらうよう重要事項の説明を経て、契約事項や事業内容の特徴などを説明し、内容の理解と同意を得られた際には契約担当職員(説明者)と利用者または家族の署名捺印をもって契約とし、双方で確認できるよう二部作成し一部ずつ保管する。
8. 障害者や障害児を含めた利用計画作成のサービス支援ができるよう外部研修や勉強会に参加し、知識や援助技術の向上を図り、サービス提供ができるよう努める。
また、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者との連携に努める。

[5]今年度運営目標

①平成29年度実績見込み数 ※29年度事業無し

・利用者延べ人員	名
(居宅介護支援 名、予防介護支援 名)	
・ 報酬金額	円

②平成30年度目標数 ※1名体制

・ 利用者延べ人員	259名
(居宅介護支援 185名、予防介護支援 74名)	
・ 報酬金額	2,246,000円

<30年度重点目標>

1. 権利擁護

～権利の主体は利用者様にあることを理解し、安心・安全な介護サービスの提供に取り組む～

[6]事業内容

1. 要介護認定及び要支援認定、更新、区分変更申請等、介護保険に関する申請代行する。
2. 居宅で生活をしている要介護者、要支援者及び事業対象者が、日常生活を営むために必要な保健・医療・福祉のサービスを適切に利用できるよう、要介護者、要支援者及び事業対象者からの依頼を受けて「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」を作成する。
3. 「居宅サービス計画書」及び「介護予防サービス・支援計画書」に基づき、居宅サービス及び介護予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整について便宜の提供を行う。
4. 要介護者等が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介やその他便宜の提供を行う。
5. 利用者が365日24時間いつでも相談できるように介護支援専門員の携帯電話に連絡できる体制とする。

事業別勉強会内容予定表(陣屋グループで開催)

月	内容	月	内容
4月	社会資源について	10月	認知症について
5月	地域支援事業について	11月	感染症について
6月	高齢者の尊厳について	12月	訪問看護について
7月	看取りについて	1月	訪問リハビリについて
8月	訪問医療(歯科)について	2月	精神疾患について
9月	障害者総合支援法について	3月	薬剤について